

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人 響会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 : 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険免除など、制度の周知や情報提供を行うとともに、妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談担当を周知する。

【取組内容】

令和7年4月1日から下記の取り組みを実施する。

- 常時の対応 グループネットワーク「サイボウズ」に情報を公開し、閲覧可能な状態にする。(① 法人規程、② 公的な情報サイト)
- 随時の対応 制度利用可能な職員への情報周知・相談受付

目標2 : 女性の育児休業取得率 100%を目指します。

【取組内容】

令和7年4月1日から下記の取り組みを実施する。

- 制度利用可能な職員への情報周知・相談受付。
- 各職場における休業者の業務カバー体制の確保（人員補充、業務整理等）。

3. 女性の活躍の現状に関する情報公表（令和7年3月1日現在）

育児休業取得率	女性 100%、男性 100%
---------	-----------------

掲載日 令和7年3月6日